

## 政令第十五号

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

### （確定拠出年金法施行令の一部改正）

第一条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

#### 三 事業主掛金の納付に関する事項

四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあつては、企業型年金加入者

#### 掛金の納付に関する事項

第六条中第十号を第十四号とし、第六号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、同条第五号中「方法」の

下に「その他その拠出に関する事項」を加え、同号を同条第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 法第二十一条第一項に規定する企業型年金規約で定める日（第十一条の三第一項において「納付期限日」という。）は、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（当該企業型掛金拠出単位期間を同条ただし書の規定により区分した期間を定めた場合にあつては、当該区分した期間）の最後の月の翌月の初日から末日までの日（企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあつては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日）とされていること。

八 法第二十一条の二第一項に規定する企業型年金規約で定める日（次号及び第十一条の三第二項において「納付期限日」という。）は、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（当該企業型掛金拠出単位期間を第十条の三ただし書の規定により区分した期間を定めた場合にあつては、当該区分した期間）の最後の月の翌月の初日から末日までの日（企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあつては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日）とされていること。

九 法第二十一条の三第一項の規定により企業型年金加入者掛金を給与から控除することができることを定める場合にあつては、その控除は、企業型年金加入者掛金の納付期限日の属する月（企業型年金

加入者がその実施事業所に使用されなくなったときの当該企業型年金加入者掛金については、その使用されなくなった月又はその翌月）の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除するものであること。

第六条第四号中「年一回」を「第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること。

第十条の次に次の二条を加える。

（事業主掛金の拠出の方法）

第十条の二 法第十九条第一項の規定による掛金の拠出は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月から翌年十一月までの十二月間（企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあつてはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあつてはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条及び次条において「企業型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。

(企業型年金加入者掛金の拠出の方法)

第十条の三 法第十九条第三項の規定による掛金の拠出は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、企業型掛金拠出単位期間を単位として拠出することができる。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(拠出限度額)」を付し、同条各号列記以外の部分中「その月」を「企業型年金加入者期間(他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。次条第一項において同じ。)」の計算の基礎となる期間の各月」に、「応じ、」を「応じて」に改め、「当該各号に定める額」の下に「を合計した額」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第十一条の二 第十条の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は第十条の三ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合(十二月から翌年十一月までの十二月間に企業型年金加入者の資格を喪失した後、再び元の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。)におけるその拠出することとなった日に係る事

業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。

2 前項の「拠出区分期間」とは、第十条の二ただし書又は第十条の三ただし書の規定により区分した期間をいう。

(納付が困難であると認められる場合の納付期限日等)

第十一条の三 事業主が第六条第七号に掲げる要件に従って定められた納付期限日までに事業主掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該要件にかかわらず、当該事業主掛金に係る納付期限日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

2 企業型年金加入者が第六条第八号に掲げる要件に従って定められた納付期限日までに企業型年金加入

者掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該要件にかかわらず、当該企業型年金加入者掛金に係る納付期限日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

3 前項の場合において、法第二十一条の三第一項の規定による企業型年金加入者掛金の給与からの控除は、第六条第九号に掲げる要件にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者掛金を納付する日の属する月の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除することができる。

第二十九条第三号中「年一回」を「第三十六条各号に掲げる個人型年金加入者の区分の変更に伴い変更する場合を除き、第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回」に改める。

第三十五条を次のように改める。

（個人型年金加入者掛金の拠出の方法）

第三十五条 法第六十八条第一項の規定による掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間（国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第八十九条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を

含む。次条第一号において「国民年金保険料納付月」という。）に限る。）につき、十二月から翌年十一月までの十二月間（個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を得た月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条において「個人型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。ただし、個人型年金規約で定めるところにより、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。

第三十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（拠出限度額）」を付し、同条各号列記以外の部分中「その月」を「個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月」に、「応じ、」を「応じて」に改め、「当該各号に定める額」の下に「を合計した額」を加え、同条第一号中「、その月については」を削り、「控除した額」の下に「（国民年金保険料納付月以外の月にあつては、零円）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 第三十五条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合（十二月から翌年十一月までの十二月間に個人型年金加入者の資格を喪失した後、再び個人型年金加入者の資格を取得

した者に係る個人型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）における個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。

2 前項の「拠出区分期間」とは、第三十五条ただし書の規定により区分した期間をいう。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表第十一条各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第十一条各号列記以	法
外の部分	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正



<p>第十一条の二第一項</p>			
<p>前条</p>	<p>応じ、当該各号に定める額</p>	<p>その月</p>	
<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第</p>	<p>応じて当該各号に定める額を合計した額</p>	<p>企業型年金加入者期間（他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。）の計算の基礎となる期間の各月</p>	<p>する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）        附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する法</p>

第三条第七項の表第九条の二の項の次に次のように加える。

三条第四項の規定により読み替えられて  
なおその効力を有するものとされた公的  
年金制度の健全性及び信頼性の確保のた  
めの厚生年金保険法等の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係政令の整備等に関  
する政令（平成二十六年政令第七十三号  
）第三条の規定による改正前の前条

第七十七条中「第八十五条各号の一に」を「前条各号のいずれかに」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において企業型年金加入者

（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）である者に係る企業型年金加入者掛金（同法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金をいう。）の額の施行日における変更については、当該企業型年金加入者掛金の拠出の方法の変更を伴う場合に限り、第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令（次項において「新令」という。）第六条第五号の規定は、適用しない。

2 施行日の前日において個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）である者に係る個人型年金加入者掛金（同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金をいう。）の額の施行日における変更については、当該個人型年金加入者掛金の拠出の方法の変更を伴う場合に限り、新令第二十九条第三号の規定は、適用しない。

（厚生労働省令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。